

=====  
■■■■■ とまこまい商店街メールマガジン  
◇◇■◇◇ ー商店街の「E」情報ー  
◇◇■◇◇ Vol.54/2016.8.1  
◇◇■◇◇ 発行 苫小牧市産業経済部商業振興課  
=====

■  
————— ■  
☆コンテンツ☆

- ◎苫小牧市より「とまチョップポイント オープニングセレモニー」のお知らせ
- ◎中小企業庁より『中小企業等経営強化法』施行のお知らせ
- ◎北海道より「平成 27 年度補正ものづくり補助金二次募集開始」のお知らせ
- ◎北海道より「三年以内既卒者等採用定着奨励金」のお知らせ
- ◎北海道労働局より「生涯現役企業支援助成金」のお知らせ

■  
————— ■  
《苫小牧市より》

◎「とまチョップポイント オープニングセレモニー」を行います！

「とまチョップポイント」は、苫小牧市商店街振興組合連合会が発行するポイントサービスで、加盟店で買い物や食事をすることで1ポイント1円相当のポイントを貯めることができ、そのポイントを加盟店で利用できます。

☆とまチョップポイント事業加盟店一覧

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/shisei/shiseihoshin/sonohoka/point.html>

また、市の事業やイベントに参加したり、公共施設を利用することでもポイントを貯めることができます。

☆8月の苫小牧市ポイント発行対象事業一覧

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/shisei/shiseihoshin/sonohoka/tomatyoppupointo.html>

さらに、イオンモール苫小牧と市内マックスバリュ（6店舗）に来店して、来店ポイント（1日1回1ポイント）を貯めることができます。

今回このカード事業のオープニングセレモニーを下記の日程で行います。

- ◆日時 平成28年8月2日（火）10：30～
- ◆場所 イオンモール苫小牧 1階 セントラルコート

セレモニーにお越しいただいた先着500名様に、『とまチョップカード』と『限定カードケース』を無

料でプレゼントいたします。多くの市民の皆様のご来場をお待ちしております。

【制度・カードの発行に関する問い合わせ先】

苫小牧市総合政策部政策推進課

TEL：0144-32-6039

【加盟店登録に関する問い合わせ先】

とまチョップポイント事務局

TEL：0144-78-3500

苫小牧市産業経済部産業振興室商業振興課

TEL：0144-32-6445

《中小企業庁より》

◎『中小企業等経営強化法』が施行されました(平成28年7月1日付)

この法律では、中小企業・小規模事業者・中堅企業等を対象として、(1) 事業分野別指針の策定や、(2) 中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等の特例措置を規定しています。

◆法律の趣旨

労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活性化等の社会の変化に対応し、中小企業・小規模事業者等の経営強化を図るため、事業所管大臣が事業分野ごとに指針を策定するとともに、当該取り組みを支援するための措置等を講じます。

◆法律の概要

(1) 事業分野の特性に応じた経営力向上のための指針の策定

事業者が行う経営力向上のための取り組み(顧客データの分析、ITの活用、財務管理の高度化、人材育成等)について示した「事業分野別指針」を作成します。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上を取り組みの支援

①経営力向上計画の認定及び支援措置

中小企業・小規模事業者等は、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等、事業者の経営力を向上させるための取り組み内容などを記載した事業計画(「経営力向上計画」)を作成します。計画の認定を受けた事業者は、機械及び装置の固定資産税の軽減(資本金1億円以下の会社等を対象に3年間半減)や、金融支援(低利融資、債務保証等)特例措置を受けることができます。

②認定経営革新等支援機関による支援

認定経営革新等支援機関(主に商工会議所、商工会、中央会、金融機関、士業等)による計画策定の支援を受けられます。

☆中小企業等経営強化法による支援の詳細 HP

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部企画課

TEL：03-3501-1765（直通）

FAX：03-3501-7791

≪北海道経済産業局より≫

◎平成27年度補正ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金）の二次募集を開始しました

北海道中小企業団体中央会は、経済産業省からの補助により、平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の二次公募を開始しました。

◆事業概要

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の経費の一部を補助するものです。

なお、中小企業等経営強化法による経営力向上計画、賃上げ等の取組、TPP加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取り組みには加点を行います。

◆募集期間

平成28年7月8日（金）～平成28年8月24日（水）（当日消印有効）

◆採択予定件数

全国で100件程度の採択数を予定

◆事業実施期間

交付決定日～平成28年12月31日（土）

※交付決定は採択（10月中を目処）の後、補助金申請の手続きを経て行われます。

☆詳細 HP

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2016/160708mono.htm>

【お問い合わせ先】

全国中小企業団体中央会及び各地域事務局（都道府県中小企業団体中央会）

北海道中小企業団体中央会

TEL：011-200-9356

≪北海道労働局より≫

◎三年以内既卒者等採用定着奨励金のお知らせ

学校等の既卒者又は中退者の応募機会の拡大及び採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込または募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します。

◆奨励金の主な支給要件

①既卒者等コース

1.少なくとも卒業または中退後3年以内の既卒者・中退者（高校中退者を除く）が、応募可能な新卒求人の申し

込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者として雇用したこと  
2.当該求人の申し込み・募集前3年度間に、既卒者等が応募可能な新卒求人の申し込みまたは募集を行っていないこと

## ②高校中退者コース

- 1.高校中退者が応募可能な高卒求人の申し込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと(少なくとも中退後3年以内の者が応募かであることが必要です)。
- 2.当該求人の申し込みまたは募集前3年度間において、高校中退者が応募可能な高卒求人の申し込みまたは募集を行っていないこと

その他支給に係る要件や支給額等の詳細については下記 HP からご確認いただくか、下記連絡先までお問い合わせください。

☆詳細 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112026.html>

## 【問い合わせ先】

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
TEL:011-738-1056(直通)

## ◎ 生涯現役企業支援助成金のお知らせ

中高年齢者(40歳以上)の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員(中高年齢者)の雇入れを行う際に要した、雇用創出措置(募集・採用や教育訓練の実施)にかかる費用の一部を助成します。

### ◆主な受給要件

- (1) 起業者が起業した法人または個人事業の業務に専ら従事すること
- (2) 起業者の起業基準日における年齢が40歳以上であること
- (3) 起業基準日から起算して11か月以内に「雇用創出等の措置に係る計画書」を提出し、都道府県労働局長の認定を受けていること。(認定に当たっては、事業の継続性を確認するため、特定創業支援事業※1による支援の対象となっていることが必要となります。)
- (4) 計画書で定めた計画期間(12か月以内)内に、対象労働者を一定数以上新たに雇い入れること
- (5) 支給申請書提出日において、計画期間内に雇い入れた対象労働者の過半数が離職していないこと
- (6) 起業基準日から起算して支給申請日までの間における離職者の数が、計画期間内に雇い入れた対象労働者の数を超えていない事業主であること
- (7) 計画期間の初日から起算して6か月前の日から支給申請日までの間(基準期間)に、解雇など事業主都合により被保険者を離職させていない事業主であること
- (8) 支給申請書提出日における被保険者数の6%を超える被保険者を、倒産・解雇等による離職理由により、離職させていない事業主であること

※1 特定創業支援事業とは・・・産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として市区町村が策定する「創業支援事業計画の中で、創業者の経営、財務、人材育成、販路拡大に関する知識を全て習得できるよう支援する事業であって、創業者に対して継続的に行われる事業」をいいます。苫小牧市の特定創業支援事業については下記 HP よりご確認ください。

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kanko/shinkoshien/sogyoshien/tokuteisogyo.html>

このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などの受給要件があります。下記 HP からご確認いただくか、下記連絡先までお問い合わせください。

☆詳細 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
TEL:011-788-2294

◎お知らせ◎

本メールは、苫小牧市商業振興課の「とまこまい商店街メールマガジン」に登録された、商店街に携わる人に送信しております。配信の中止、配信先の変更、新規申込み等がありましたら、下記のアドレスにご連絡ください。

[shogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:shogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp)

---

\*\*\*\*\*

◎編集・発行◎

苫小牧市産業経済部 産業振興室 商業振興課 商業担当  
(電話) 0144-32-6445 (Fax) 0144-32-4200

E-mail [shogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:shogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp)

\*\*\*\*\*